

全 住 協 第 2 9 号
令和 2 年 4 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う東京都不動産課窓口
への来庁について（依頼）

東京都から、標記について周知依頼がありましたので、お知らせします。

内容は別紙のとおりです。



2 住 住 不 第 76 号
令 和 2 年 4 月 8 日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 馬場 研治 様

東京都住宅政策本部住宅企画部
不動産業課長 西崎 晃



新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
不動産業課窓口への来庁について（依頼）

昨日、東京を含む7都府県を対象に、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これを受け、東京都においても、都民への外出自粛要請や施設の使用制限等の緊急事態措置を講じることとしています。

また、都庁においては、職員の体制を2割程度に縮小することとしており、不動産業課（都庁第二本庁舎3階）においても、業務を縮小して行うこととなります。

このため、下記の期間には、来庁による申請、届出等の手続や宅建業者名簿等の閲覧を、できる限り、控えていただきますよう、貴団体会員事業者への周知方よろしくお願いいたします。

また、既にご案内のとおり、一部の手続については、郵送による対応を行っておりますので、積極的な活用をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、何卒、皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

1 業務縮小期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月1日（金）まで

2 郵送でも行える手続

- ・ 宅地建物取引業免許証の交付（更新・書換え免許証のみ）
- ・ 宅地建物取引士資格登録
- ・ 宅地建物取引士証の交付
- ・ 宅地建物取引士に関する証明書
- ・ 現地案内所等の届出

※詳細は、下記の住宅政策本部ホームページをご参照ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/topics/h31/20200312_01.html